3.適合証明サービスの利用方法

令和2年10月(令和6年6月改訂)

目次

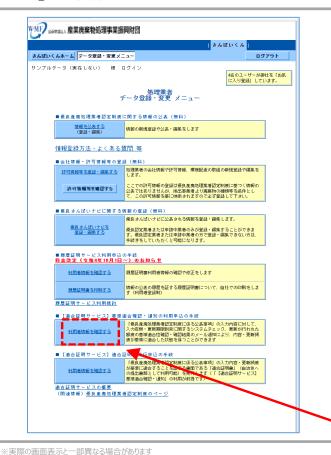
1.	ご利用申込方法~①基準適合確認・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	ご利用申込方法~②適合証明書発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3.	適合証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4.	ご利用延長(継続利用)手続方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5.	利用同意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1. ご利用申込方法~①基準適合確認・通知

● 適合証明サービスのうち、「①基準適合確認・通知」のご利用申込は、以下の手順にて「さんぱいくん」画面から行うことができます。

● 申込・利用は、「さんぱいくん」及び「履歴証明サービス」を利用していることが前提です。「適合証明サービスの利用方

法」をご参照ください。



●「さんぱいくん」にログイン(ユーザーID、パスワードの入力が必要)して、「処理業者データ登録・変更メニュー」画面にアクセスします

>「①基準適合確認・通知」の有効期間は「1年間」です。

有効期間は、現在の利用状況でご確認いただけます。

> 有効期間終了の2か月前から、ご利用延長手続きを行うことができます。

次頁の画面に「延長手続き」のボタンが表示されますので、クリックし、延長手続を行ってください。→ 4.ご利用延長(継続利用)手続方法をご確認ください

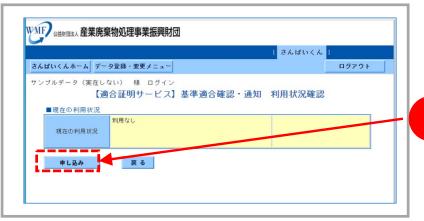
利用期間が終了した状態が長く続きますと、貴社公表情報に対する確認・通知を行うことができず、適合証明書の申込・発行も致しかねます。

適合証明書の発行に際しては、貴社公表情報の現状だけでなく、過去における 更新履歴・更新内容についても確認する必要がございます。「①基準適合確認・ 通知」のご利用がない期間においては、この確認(及び通知)が行えないため、 お申込みいただいた期間での適合証明書の発行ができないことがありますので、適 合証明書が必要ではない期間においても継続してご利用ください。

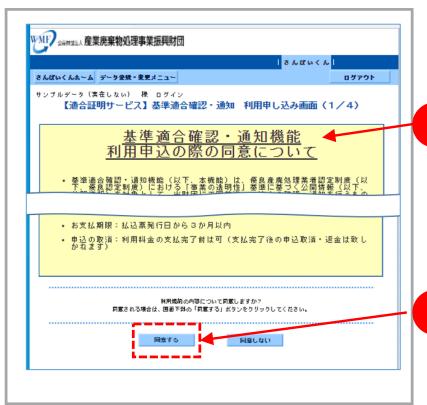
● 「■【適合証明サービス】基準適合確認・通知の利用申込の手続」のところの「利用者情報を確認する」のリンクをクリックします

_______ 画面遷移(次百へ)

2



●「■現在の利用状況」欄の下方にある「申し込み」ボタンをクリックします



- ● 表示される同意事項についてご確認ください
 - 同意事項の詳細は、実際の画面又はP.17をご確認ください

5 ● ご確認後、同意される場合は「同意する」をクリックします



● ご担当される方について、全ての項目を入力します

●「登録」ボタンをクリックします

※実際の画面表示と一部異なる場合があります



	さんばいくん
ぱいくんホーム デー:	ウ登録・変更メニュー ログアウト
【適合証明	様 ログイン 日サービス】基準適合確認・通知 利用申込画面(3/4)
固有番号	849199
会社名	産廃振興株式会社3(キャラD)
■入力内容の確認	
担当者部署名	
担当者氏名	<u>産廃 産子</u>
担当者勤務地住所担当者連絡先雷話番号	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-〇 0848550155
	us4ssoutso furukawa-a8sanpainet.or.jp
	★2.1 基準の合体部 強い のご利用・際しては、ご利用料金のご負担をお願いしてお 請求は、上記の方にご連絡させていただきます。
	が届きましたら、記載内容に沿ってお支払いをお願いいたします。
※「【適合証明サートからご利用いただけ!	ビス】基準適合・通知」は、お支払いが確認(お支払い情報がシステムに反映)されて ます(お支払いいただいてから数日(通常制であれば3~5日程度)を要します)。
	はい いいえ

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

8 • 6 で入力した内容が正しく表示されている ことを確認します

- ⑤ 「はい」ボタンをクリックします。
 - 表示内容を修正する場合は「いいえ」をクリックします(前頁の画面に戻ることができます)



10 お申込手続はこれで完了です

「データ登録・変更メニューへ」ボタンをクリックすると の画面に戻ります

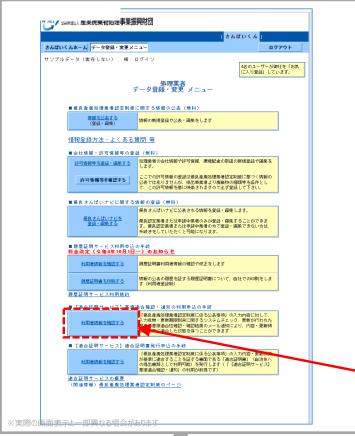
1

※実際の画面表示と一部異なる場合があります

- お手続完了後3~5営業日中に、請求書兼払込取扱票がお手元に郵送されますので、払込取扱票を使って料金をお支払いください。
- 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局にてお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンスストアは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
- コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、手数料は貴社にてご負担いただけますようお願いいたします。
- ◆ ネットバンキングはご利用いただけません。
- <u>本機能が実際にご利用できる状態となるのは、料金のお支払いに関するデータが弊</u> 財団にて確認できてからとなります。
- 料金のお支払い後、コンビニエンスストアでのお支払いの場合は約10日後、銀行・郵便 局でお支払いの場合は約1週間後から、本機能が実際にご利用いただけます。

2. ご利用申込方法~②適合証明書発行

- 適合証明サービスのうち、「②適合証明書発行」のご利用申込は、以下の手順にて「さんぱいくん」画面から行うことができます。
- 申込は、「さんぱいくん」、「履歴証明サービス」及び「①基準適合確認・通知」を利用していることが前提です。
- 自治体の更新手続は概ね許可有効期限満了日の90日前から開始します。適合証明書はお申込から発行までに約 1か月を要するため、更新手続に間に合うようにご準備・お申込みください。



1

● 「さんぱいくん」にログイン (ユーザーID、パスワードの入力が必要) して、「処理業者データ登録・変更メニュー」
画面にアクセスします

適合証明書のお申込~発行には、約1か月を要します

<適合証明書発行までの流れ>

- ① 弊財団にて公表情報の内容・更新履歴等(*1)を確認(*2)
- ② 確認結果をメール通知(修正が必要な事項、要確認事項等)
- ③ 通知メールに沿って貴社にて公表情報を修正、要確認事項への回答等
- ④ 修正内容・回答内容等を**弊財団にて確認**
- ⑤ 適合証明書(PDFファイル)を発行・メール納付
- ※ 修正が必要な事項・要確認事項等が解消されるまで①~④を繰り返すため、

 お申込から発行・納付まで、一般的に約1か月を要します。
- *1:貴社による「さんぱいくん」上での公表情報の内容・更新履歴・集計対象期間が、公表開始以来の約6か月間、又は、現行許可(更新しようとしている許可)の許可日以来の約7年間において基準に適合しているかどうかを確認します。
- *2:確認の結果、適合証明書が発行できないことがあります。

2

● 「■【適合証明サービス】適合証明書発行申込の手続」 のところの「利用者情報を確認する」のリンクをクリックしま す

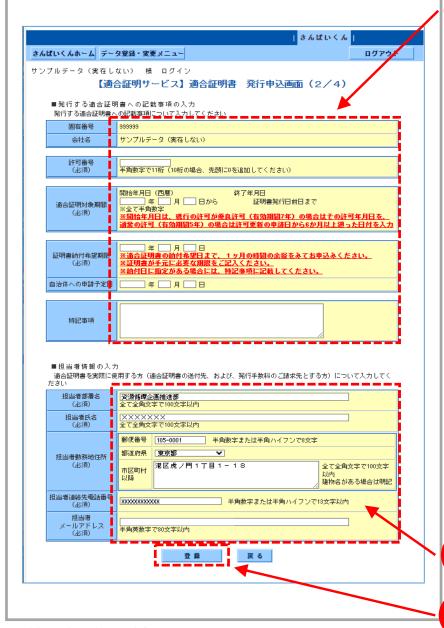


●「■現在までの発行申し込み履歴」欄の下の「申し込み」ボタンをクリックします



- 4 表示される同意事項についてご確認ください ● 同意事項の詳細は、実際の画面又はP.17をご確認
 - 问念事項の計画は、天際の画面又はF.17でと確認 ください

ご確認後、同意される場合は「同意する」をクリックします



● 発行する適合証明書への記載事項等について、全ての項目を入力します

▶「許可番号」欄

証明書発行の対象となる許可証の許可番号を入力します。

▶ 「適合証明対象期間」欄

開始年月日は、現行の許可が優良許可(有効期間7年)の場合はその許可年月日を、通常の許可(有効期間5年)の場合は許可更新の申請日から6か月以上遡った日付を入力します

(申請日時点で6か月以上の情報公表が必要なため)。

▶「証明書納付希望日 |欄

自治体への申請予定日の前日又はそれに近い日づけを入力します。(証明書はメールにより納付します。) ただし、申込日から1か月以内の日付はご入力いただけませ

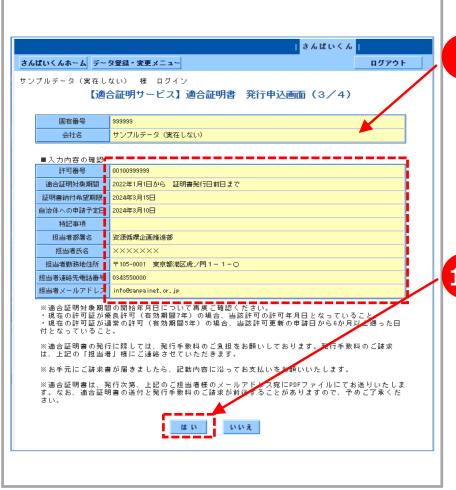
<u>ん。</u>

▶「自治体への申請予定日」欄 自治体への申請予定日を入力します。 未定の場合、およその目安の日づけで構いません。

▶ 「特記事項」欄

その他ご要望(証明期間のご要望、許可更新の前倒し申請等)などがあれば適宜ご入力ください。

- 7 ご担当される方について、全ての項目を入力します
- 8 「登録」ボタンをクリックします



9 • で入力した内容が正しく表示されていることを 確認します

- 10 「はい」ボタンをクリックします
 - 表示内容を修正する場合は「いいえ」をクリックします (前頁の画面に戻ることができます)

画面遷移(次頁へ)



11 ● お申込手続はこれで完了です

●「データ登録・変更メニューへ」ボタンをクリックするとの画面に戻ります

ر 1

- 適合証明書発行後に請求書兼払込取扱票を発送いたします。お手元に届きましたら 払込取扱票を使って料金をお支払いください。
- 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局にてお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンスストアは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
- コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、手数料は貴社にてご負担いただけますようお願いいたします。
- ◆ ネットバンキングはご利用いただけません。
- 適合証明書は、適合確認結果をお知らせする通知メールに基づく修正等のやりとり (一般的に約1か月)を経た上で発行しており、修正が完了して公表情報の基準適 合を最終確認した後、通常3~5営業日程度で発行しています。
- 適合証明書は、PDFファイルを原本として、お申込者のメールアドレスにお送りする形で納付します。

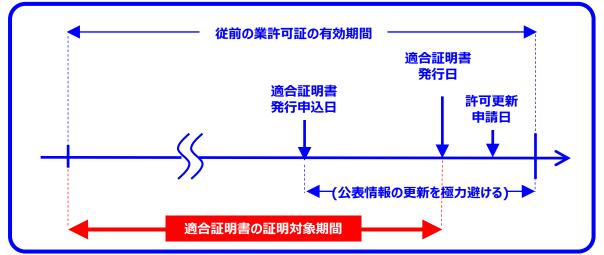
3. 適合証明書について

- 適合証明書は、ユーザが「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明するものであり、情報の内容の 真偽について保証するものではありません。
- 公表情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。
- 適合証明書の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合すること を証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業※の許可証単位で発 行いたします。

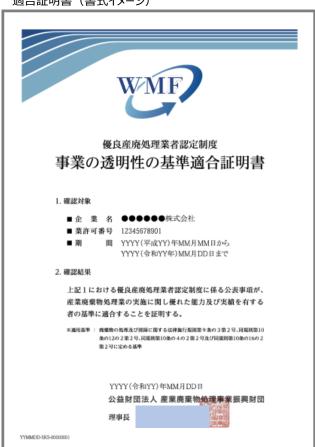
※産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業 廃棄物処分業

● 適合証明書は、原則として、従前の業許可証の有効期間を証明の対象期間とします。(以下イメージ図参照)

証明対象期間(イメージ)



適合証明書(書式イメージ)

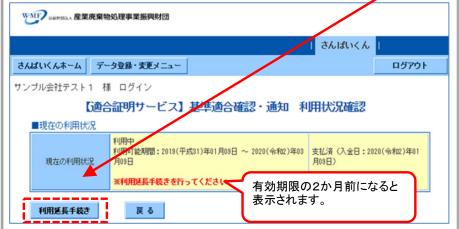


4. ご利用延長(継続利用)手続方法



- ●有効期限の2か月前より利用延長(継続利用)手続きができます。 以下の手順で進めてください
 - 1 ●さんぱいくんにログインし、処理業者データ登録・変 更メニューより「■【適合証明サービス】基準適合確 認・通知の利用申込の手続」のところの「利用者情 報を確認する」をクリックしてください

- 2 ●有効期限の2か月前になりますとさんぱいくん上に 赤字で「※利用延長手続きを行ってください」と表 示されます
 - ●「利用延長手続き」をクリックします







● 「基準適合確認・通知機能利用申込の際の同意に ついて」を読み、問題なければ「同意する」をクリックしま す

● 前回申請した際の会社情報が表示されます。入力されている内容に修正があれば、この画面で修整してください

● 入力されている内容が正しければ「登録」をクリックします



● 登録内容を確認し、よろしければ「はい」をクリックします





- 申込が完了しました
- 引き続き登録する場合は、「データ登録・変更メニューへ」をクリックしてください
- さんぱいくんを終了する場合は、「ログアウト」をクリックしてください

- お手続完了後3~5営業日中に、請求書兼払込取扱票がお手元に郵送されますので、払込取扱票を使って料金をお支払いください。
- 料金は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局にてお支払いください。なお、利用可能なコンビニエンスストアは、払込取扱票の裏面をご確認ください。
- コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、手数料は無料です。銀行・郵便局でのお支払いの場合、手数料は貴社にてご負担いただけますようお願いいたします。
- ◆ ネットバンキングはご利用いただけません。

5. 利用同意事項について

基準適合確認・通知機能利用申込の際の同意について

- 基準適合確認・通知機能(以下、本機能)は、優良産廃処理業者認定制度(以下、優良認 定制度)における「事業の透明性」基準に基づく公開情報(以下、公開情報)を対象とし て、当財団にて同基準への適合の確認・通知を行うものです。
- ◆ 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト 「さんぱいくん」に登録されたものとします。
- 本機能は、ユーザが「さんぱいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすものであるかを確認し、その結果をユーザに通知するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- ◆ 本機能の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償(1ユーザあたり5万円、税込、有効期間1年間)です。
- 本機能は、「履歴証明サービス」について利用可能な状態にあるユーザが申し込むことができます。
- ◆ 本機能は、申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能となります。
- 本機能の利用可能期間は、支払データが当財団の通知された日から起算して、翌年の同日の前日までとします。

【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名:公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者 : 寺田正人
- 所在地:東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先:電話03-4355-0160/メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金:振込手数料(銀行、郵便局を利用の場合のみ)、消費税
- 引渡時期:申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当 財団に通知されてから利用可能(有効期間1年間)
- 支払方法:コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限:払込票発行日から3か月以内
- 申込の取消:利用料金の支払完了前は可(支払完了後の申込取消・返金は致しかねます)

適合証明書発行申込の際の同意について

- 適合証明書発行機能(以下、本機能)は、優良産廃処理業者認定制度(以下、優良認定制度)における「事業の透明性」基準に基づく公開情報(以下、公開情報)を対象として、当財団にて同基準への適合の確認を行い、公開情報が同基準に適合することを証明する書面(以下、適合証明書)の発行を行うものです。
- 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト 「さんぱいくん」に登録されたものとします。
- 本機能及び適合証明書は、ユーザが「さんぱいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすことを証明するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- 公開情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。
- 本機能及び適合証明書の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償(適合証明書1通あたり5千円、税込、業許可番号単位で発行)です。
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業)の許可証単位で発行いたします。
- 本機能は、「履歴証明サービス」並びに「基準適合確認・通知機能」について利用可能な状態にあるユーザが申し込むことができます。
- 適合証明書は、適合確認結果の通知メールに基づく修正等のやりとりを経た上で発行しており、修正が完了して公表情報の基準適合を最終確認した後、通常3~5営業日程度で発行しています。
- 適合証明書は、お申込者のメールにPDFファイルにてお送りする形で納付します。
- 本機能の利用料金は、証明書発行後に送付される払込票等によってお支払いください。

【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名:公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者 : 寺田正人
- 所在地:東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先: 電話03-4355-0160/メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金:振込手数料(銀行、郵便局を利用の場合のみ)、消費税
- 引渡時期:適合証明書発行後に送付される払込票等による利用料金支払
- 支払方法:コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限:払込票発行日から3か月以内
- 申込の取消:適合証明書発行前は可(適合証明書発行後の申込取消・返金は致しかねます)

本サービスに関するご質問等は、以下までお問い合わせください。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団産廃情報ネット運営事務局

電話 : 03-4355-0160

(平日10:00 \sim 12:00/13:00 \sim 17:00)

メール : kaiji@sanpainet.or.jp